

34歳	0.00036	59歳	0.00272	84歳	0.02608	109歳	0.36689
35歳	0.00035	60歳	0.00267	85歳	0.03024	110歳	0.38395
36歳	0.00041	61歳	0.00305	86歳	0.03469	111歳	0.40095
37歳	0.00046	62歳	0.00319	87歳	0.04012	112歳	0.41787
38歳	0.00049	63歳	0.00340	88歳	0.04534	113歳	0.43466
39歳	0.00053	64歳	0.00363	89歳	0.05174	114歳	0.45128
40歳	0.00056	65歳	0.00399	90歳	0.05837	115歳	0.46770
41歳	0.00064	66歳	0.00428	91歳	0.06754	116歳以上	1.00000
42歳	0.00070	67歳	0.00445	92歳	0.08088		
43歳	0.00075	68歳	0.00472	93歳	0.09240		
44歳	0.00081	69歳	0.00550	94歳	0.10772		

別表第三

年齢	性 別		年齢	性 別	
	男	子		女	子
20歳	60.01907	63.70431	43歳	41.20183	45.18044
21歳	59.23050	62.92779	44歳	40.35355	44.34516
22歳	58.43918	62.14895	45歳	39.50288	43.50763
23歳	57.64545	61.36701	46歳	38.65053	42.66805
24歳	56.84939	60.58272	47歳	37.79565	41.82653
25歳	56.05031	59.79540	48歳	36.93910	40.98287
26歳	55.24826	59.00583	49歳	36.08165	40.13728
27歳	54.44354	58.21350	50歳	35.22162	39.28986
28歳	53.63602	57.41831	51歳	34.36036	38.44216
29歳	52.82587	56.62054	52歳	33.49866	37.59179
30歳	52.01265	55.82009	53歳	32.63544	36.73963
31歳	51.19666	55.01695	54歳	31.77094	35.88590
32歳	50.37832	54.21141	55歳	30.90601	35.03117
33歳	49.55701	53.40307	56歳	30.04141	34.17513
34歳	48.73296	52.59231	57歳	29.17521	33.31678
35歳	47.90611	51.77873	58歳	28.30930	32.45737
36歳	47.07683	50.96221	59歳	27.44295	31.59692
37歳	46.24485	50.14346	60歳	26.58059	30.73728
38歳	45.41036	49.32238	61歳	25.71865	29.87425
39歳	44.57380	48.49875	62歳	24.85818	29.01281
40歳	43.73434	47.67267	63歳	23.99901	28.15021
41歳	42.89235	46.84404	64歳	23.14377	27.28732
42歳	42.04803	46.01337	65歳	22.28922	26.42441

別表第四

年齢	性 別		年齢	性 別	
	男	子		女	子
60歳	24.62586	29.88501	90歳	5.59478	7.36105
61歳	23.86404	29.06680	91歳	5.21018	6.81186
62歳	23.10752	28.25449	92歳	4.86024	6.29273
63歳	22.35463	27.44076	93歳	4.53522	5.82454
64歳	21.61200	26.62729	94歳	4.24329	5.38715
65歳	20.86881	25.81425	95歳	3.98786	4.99631
66歳	20.14114	25.00461	96歳	3.74081	4.64276
67歳	19.41743	24.19608	97歳	3.50947	4.31510
68歳	18.69109	23.38531	98歳	3.29344	4.01122
69歳	17.96844	22.57432	99歳	3.09249	3.72986
70歳	17.27614	21.77408	100歳	2.90630	3.47065
71歳	16.56696	20.97093	101歳	2.73438	3.23321
72歳	15.86654	20.16657	102歳	2.57632	3.01747
73歳	15.18202	19.37033	103歳	2.43202	2.82374
74歳	14.48942	18.57428	104歳	2.30204	2.65345
75歳	13.81510	17.78639	105歳	2.18815	2.50972
76歳	13.14594	17.00161	106歳	2.07804	2.37619
77歳	12.49267	16.22916	107歳	1.96873	2.25157
78歳	11.83678	15.45703	108歳	1.85540	2.13428
79歳	11.21176	14.69983	109歳	1.72967	2.02234
80歳	10.59177	13.94776	110歳	1.57643	1.91296
81歳	9.99341	13.21356	111歳	1.36697	1.80161
82歳	9.41357	12.48873	112歳(男子は112歳以上)	1.04547	1.68040
83歳	8.85684	11.77897			
84歳	8.32161	11.09309			
85歳	7.80475	10.41483			
86歳	7.32151	9.75978			
87歳	6.84681	9.12612			
88歳	6.40401	8.51812			
89歳	5.98342	7.92832			

国土交通省告示第四百七十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第七号の規定に基づき、耐火構造の構造方法を定める件(平成十二年建設省告示第千三百九十九号)の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十二日

国土交通大臣 石井 啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第二 柱の構造方法は、次に定めるもの（第二号八並びに第三号二及び八に定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスチックその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 (略)

二 令第七号第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が二時間加えられた場合のものに限る。）に適合する柱の構造方法は、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ・ロ (略)

ハ 鉄骨（断面積（平方メートル）で表した面積とする。次号二並びに第四号二及び第三号二において同じ。）を加熱周長（ミリメートルで表した長さとする。次号二並びに第四号二及び第三号二において同じ。）で除した数値が六・七以上のH形鋼並びに鋼材の厚さが九ミリメートル以上の角形鋼管及び円形鋼管に限る。）に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられたものとする。

- (1) 厚さが五十ミリメートル以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が〇・三五以上のものに限る。）に限る。）
- (2) 厚さが五十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が〇・一五以上のものに限る。）に限る。）

三 令第七号第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が一時間加えられた場合のものに限る。）に適合する柱の構造方法は、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

改正前

第二 柱の構造方法は、次に定めるもの（第三号二に定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスチックその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 (略)

二 令第七号第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が二時間加えられた場合のものに限る。）に適合する柱の構造方法は、次のイ又はロに該当する構造とすることとする。

イ・ロ (略)

(新設)

三 令第七号第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が一時間加えられた場合のものに限る。）に適合する柱の構造方法は、次のイからホまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ〜ハ (略)

二 鉄骨（断面積を加熱周長で除した数値が六・七以上のH形鋼並びに鋼材の厚さが九ミリメートル以上の角形鋼管及び円形鋼管に限る。）に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの

- (1) (略)
- (2) 厚さが二十七ミリメートル以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が〇・一五以上のものに限る。）に限る。）
- (3) (略)
- (4) (略)

ホ (略)

木材又は鉄材に防火被覆（強化セメントボードを二枚以上張つたもので、その厚さの合計が四十六ミリメートル以上のものに限る。）が設けられたもの

第三 床の構造方法は、次に定めるもの（第二号ホに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスチックその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 (略)

二 令第七号第一号及び第二号に掲げる技術的基準（第一号にあっては、通常の火災による火熱が一時間加えられた場合のものに限る。）に適合する床の構造方法は、次のイからホまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ〜二 (略)

イ〜ハ (略)

二 鉄骨（断面積（平方メートル）で表した面積とする。第四第三号二において同じ。）を加熱周長（ミリメートルで表した長さとする。第四第三号二において同じ。）で除した数値が六・七以上のH形鋼並びに鋼材の厚さが九ミリメートル以上の角形鋼管及び円形鋼管に限る。）に次の(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)

ホ (略)

(新設)

第三 床の構造方法は、次に定めるものとする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスチックその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 (略)

二 令第七号第一号及び第二号に掲げる技術的基準（第一号にあっては、通常の火災による火熱が一時間加えられた場合のものに限る。）に適合する床の構造方法は、次のイから二までのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ〜二 (略)

ホ 根太及び下地を木材又は鉄材で造り、その表側の部分に防火被覆（強化せつこうボードを二枚以上張つたもので、その厚さの合計が四十二ミリメートル以上のもに限り。）が設けられ、かつ、その裏側の部分又は直下の天井に防火被覆（強化せつこうボードを二枚以上張つたもので、その厚さの合計が四十六ミリメートル以上のもに限り。）が設けられたもの

第四 はりの構造方法は、次に定めるもの（第三号二及び第三号二に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスターその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 (略)  
二 令第七十七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が二時間加えられた場合のもに限り。）に適合するはりの構造方法は、次のイからニまでのいずれかに該当する構造とすることとする。  
イ 八 (略)  
ニ 鉄骨（断面積を加熱周長で除した数値が、上フランジが床スラブに密着した構造で三面から加熱されるものにあつては六・一以上、その他のものにあつては六・七以上のH形鋼に限る。）に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられたもの  
(1) 厚さが四十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が〇・三五以上のものに限る。）に限る。）  
(2) 厚さが四十七ミリメートル以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が〇・一五以上のものに限る。）に限る。）

(新設)

第四 はりの構造方法は、次に定めるもの（第三号二に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスターその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 (略)  
二 令第七十七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が二時間加えられた場合のもに限り。）に適合するはりの構造方法は、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。  
イ 八 (略)  
ハ (新設)

三 令第七十七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が一時間加えられた場合のもに限り。）に適合するはりの構造方法は、次のイからホまでのいずれかに該当する構造とすることとする。  
イ 八 (略)  
ニ 鉄骨（断面積を加熱周長で除した数値が、上フランジが床スラブに密着した構造で三面から加熱されるものにあつては六・一以上、その他のものにあつては六・七以上のH形鋼に限る。）に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられたもの  
(1) 第二第三号二(1)又は(2)に該当するもの  
(2) 厚さが二十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が〇・一五以上のものに限る。）に限る。）  
ホ 第二第三号へに定める構造  
ハ (略)

第五 令第七十七条第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、次の各号のいずれかに該当する構造（第六号に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とすることとする。  
一 五 (略)  
二 下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その屋内側の部分又は直下の天井に防火被覆（強化せつこうボードを二枚以上張つたもので、その厚さの合計が二十七ミリメートル以上のもに限り。）が設けられたもの

三 令第七十七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が一時間加えられた場合のもに限り。）に適合するはりの構造方法は、次のイからホまでのいずれかに該当する構造とすることとする。  
イ 八 (略)  
ニ 鉄骨（断面積を加熱周長で除した数値が、上フランジが床スラブに密着した構造で三面から加熱されるものにあつては六・一以上、その他のものにあつては六・七以上のH形鋼に限る。）に第二第三号二(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられたもの  
(新設)  
ホ (略)

第五 令第七十七条第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、次の各号のいずれかに該当する構造とすることとする。  
一 五 (略)  
二 下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その屋内側の部分又は直下の天井に防火被覆（強化せつこうボードを二枚以上張つたもので、その厚さの合計が二十七ミリメートル以上のもに限り。）が設けられたもの

三 令第七十七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が一時間加えられた場合のもに限り。）に適合するはりの構造方法は、次のイからホまでのいずれかに該当する構造とすることとする。  
イ 八 (略)  
ニ 鉄骨（断面積を加熱周長で除した数値が、上フランジが床スラブに密着した構造で三面から加熱されるものにあつては六・一以上、その他のものにあつては六・七以上のH形鋼に限る。）に第二第三号二(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられたもの  
(新設)  
ホ (略)

第五 令第七十七条第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、次の各号のいずれかに該当する構造とすることとする。  
一 五 (略)  
二 下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その屋内側の部分又は直下の天井に防火被覆（強化せつこうボードを二枚以上張つたもので、その厚さの合計が二十七ミリメートル以上のもに限り。）が設けられたもの

第六 令第七号第一号に掲げる技術的基準に適合する階段の構造方法は、次の各号のいずれかに該当する構造(第五号に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とすることとする。

一〜四 (略)

五 けた及び下地を木材で造り、かつ、その表側の部分及び裏側の部分に防火被覆(強化せつこうボードを二枚以上張つたもので、その厚さの合計が二十七ミリメートル以上のものに限る。)が設けられたもの

第六 令第七号第一号に掲げる技術的基準に適合する階段の構造方法は、次の各号のいずれかに該当する構造とすることとする。

一〜四 (略)

(新設)

附則  
この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第四百七十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第七号の二の規定に基づき、準耐火構造の構造方法を定める件(平成十二年建設省告示第千三百五十八号)の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十二日

国土交通大臣 石井 啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄にそれぞれ標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第三 令第七号第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する床の構造方法は、次に定めるもの(第三号に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。</p> <p>イ 表側の部分に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。</p>	<p>第三 令第七号第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する床の構造方法は、次に定めるもの(第三号に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。</p> <p>イ 表側の部分に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。</p>

<p>(1) 厚さが十二ミリメートル以上の構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、デッキプレートその他これらに類するもの(以下この号において「合板等」という。)の上に厚さが九ミリメートル以上のせつこうボード若しくは軽量気泡コンクリートパネル又は厚さが八ミリメートル以上の硬質木片セメント板を張つたもの</p> <p>(2) (4) (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>第五 屋根の構造方法は、次に定めるもの(第一号八からホまで及び第二号八に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とする。</p> <p>一 令第七号第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根(軒裏を除く。)の構造方法にあつては、次に定めるものとする。</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>二 野地板に構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、硬質木片セメント板その他これらに類するもので厚さが九ミリメートル以上のものを使用し、かつ、その屋内側の部分又は直下の天井にハ(2)(1)に該当する防火被覆が設けられた構造とすること。</p> <p>ホ・ヘ (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>(1) 厚さが十二ミリメートル以上の構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、デッキプレートその他これらに類するもの(以下「合板等」という。)の上に厚さが九ミリメートル以上のせつこうボード若しくは軽量気泡コンクリートパネル又は厚さが八ミリメートル以上の硬質木片セメント板を張つたもの</p> <p>(2) (4) (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>第五 屋根の構造方法は、次に定めるもの(第一号八及び二並びに第二号八に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とする。</p> <p>一 令第七号第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根(軒裏を除く。)の構造方法にあつては、次に定めるものとする。</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二・ホ (略)</p> <p>二 (略)</p>
--	--

附則  
この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第四百七十四号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第十九条第三項ただし書及び第二十条第一項ただし書の規定に基づき、照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準等を定める件及び建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月二十二日

国土交通大臣 石井 啓一